

### No. 3 特別緑地保全地区の決定及び変更に関する案件概要

本市では、「横浜市水と緑の基本計画」（計画期間：平成18-37年度）に基づき、平成25年12月に策定した「横浜みどりアップ計画」（計画期間：平成26-30年度）における施策の一つに、緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の確実な保全の推進を挙げています。

#### 議第1113号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
元石川町平崎北特別緑地保全地区	約 1.2ha	

(内容)

元石川町平崎北特別緑地保全地区は、青葉区北東部、東急田園都市線たまプラーザ駅の西約1.1キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン青葉区プラン」において、樹林地については、協定緑地、緑地保全地区などの様々な緑地保全施策を活用し、地域の意向を踏まえつつ保全を進めるとしています。

#### 議第1114号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
北八朔町南特別緑地保全地区	約 1.3ha	

(内容)

北八朔町南特別緑地保全地区は、緑区北部、市営地下鉄4号線川和町駅の西約800メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

#### 議第1115号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
長津田町深田特別緑地保全地区	約 1.5ha	

(内容)

長津田町深田特別緑地保全地区は、緑区西端部、JR横浜線長津田駅の南西約900メートルに位置しており、良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、樹林地・農地の保全と合わせて、緑地の担保量の向上や里山や谷戸の景観保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら、特別緑地保全地区や市民の森の指定など緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

議第1116号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
十日市場町笹山特別緑地保全地区	約 0.7ha	

(内容)

十日市場町笹山特別緑地保全地区は、緑区西部、JR横浜線十日市場駅の南西約1.2キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の源・上流域に位置しており、郊外部のまとまりのある樹林地の保全・活用を施策方針に挙げています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、土地所有者や地域の協力を得ながら特別緑地保全地区などの緑地保全施策を活用し緑地を保全するとしています。

議第1117号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
菅田町南出戸特別緑地保全地区	約 3.0ha	

(内容)

菅田町南出戸特別緑地保全地区は、神奈川区西端部、JR横浜線鴨居駅の南約1.8キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、河川沿いのまとまりのある農地・樹林地の拠点の一つである都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区に位置しており、地区の北部、南部に位置する市街化調整区域の樹林地を緑地保全施策や公園整備などにより保全活用し、地区の緑の拠点を増やすとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン神奈川区プラン」において、区内では少なくなった安定し優良な斜面緑地の保全を図るとしています。

議第1118号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
都岡町特別緑地保全地区	約 1.6ha	

(内容)

都岡町特別緑地保全地区は、旭区北部、相鉄本線鶴ヶ峰駅の北西約3.0キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである三保・新治地区に位置しており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」において、区内に広がる大規模な緑地、市街地に残っている樹林地や斜面緑地、農地について、土地所有者の協力を得ながら保全・活用を図るとしています。

議第1119号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
新橋町特別緑地保全地区	約 2.2ha	

(内容)

新橋町特別緑地保全地区は、泉区北部、相鉄いずみ野線弥生台駅の北西約 200 メートルに位置する良好な自然環境を形成した視認性に優れる樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、河川沿いのまとまりある農地・樹林地の拠点の一つである上飯田・和泉・中田周辺地区に位置しており、樹林地については、市民の森、特別緑地保全地区などの指定とともに、開発行為等に対しては、土地利用規制と併せた拠点となる緑地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地や樹林地などは土地所有者の協力を得ながら緑地保全地区や市民の森、緑地保存地区、公園などにより保全を図るとしています。

議第1120号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
岡津町金堀谷特別緑地保全地区	約 0.5ha	

(内容)

岡津町金堀谷特別緑地保全地区は、泉区東部、市営地下鉄 1 号線中田駅の北東約 1.3 キロメートルに位置し、良好な自然環境を形成している市街化区域内に残る貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、柏尾川の源・上流域に位置しており、緑の七大拠点をはじめ、まとまりのある樹林地や農地の保全を進めるとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン泉区プラン」において、緑地や樹林地などは土地所有者の協力を得ながら緑地保全地区や市民の森、緑地保存地区、公園などにより保全を図るとしています。

議第1121号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
野庭町特別緑地保全地区	約 3.7ha	

(内容)

野庭町特別緑地保全地区は、港南区西部、J R 根岸線港南台駅の北西約 1.2 キロメートルに位置する郊外部のまとまりのある樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである舞岡・野庭地区に位置しており、舞岡ふるさと村、野庭農業専用地区や周辺の樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港南区プラン」において、緑の拠点である大規模な公園・緑地は、うるおいと安らぎのある空間としての保全・活用に努めるとしています。

議第1122号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の決定

名 称	面 積	備 考
大道二丁目特別緑地保全地区	約 2.3ha	

(内容)

大道二丁目特別緑地保全地区は、金沢区南部、京急逗子線六浦駅の北西約400メートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである、円海山周辺地区に位置しており、土地所有者の理解と協力を得て、市民の森や特別緑地保全地区などの指定や公園整備、農地の活用により優先的に保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン金沢区プラン」において、侍従川の谷戸を軸として、身近な生き物とふれあえる河川や樹林地を保全・再生するとしています。

これら10地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区を決定します。

議第1123号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	大曽根台特別緑地保全地区	約 2.5ha	
旧	大曽根台特別緑地保全地区	約 1.8ha	

(内容)

大曽根台特別緑地保全地区は、港北区中央部、東急東横線大倉山駅の北西約 900 メートルに位置する市街化区域内の住宅地に隣接した貴重な緑地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、鶴見川の中流域に位置しており、緑地担保量の向上により、樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン港北区プラン」において、特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全など、様々な緑地保全施策の活用により丘陵地の緑を保全するとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 5 年 10 月及び平成 24 年 12 月に特別緑地保全地区に指定しています。

議第1124号 横浜国際港都建設計画特別緑地保全地区の変更

新旧	名 称	面 積	備 考
新	三保特別緑地保全地区	約 53.9ha	
旧	三保特別緑地保全地区	約 48.0ha	

(内容)

三保特別緑地保全地区は、緑区南端部、J R 横浜線十日市場駅の南約 2.5 キロメートルに位置する良好な自然環境を形成している樹林地です。

本地区は、「横浜市水と緑の基本計画」において、緑の七大拠点の一つである、三保・新治地区に位置しており、市民の森や特別緑地保全地区の指定により樹林地を保全するとしています。

また、「横浜市都市計画マスタープラン緑区プラン」において、三保・新治に広がる緑を、緑の 10 大拠点の一つとして保全するとしており、「横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン」においては、緑の拠点の一つである帷子川源流域に位置しており、湧水を活かし憩いの場としての水辺環境づくりを進めるとともに樹林地をできる限り保全していくとしています。

なお、本地区の一部の区域については、平成 16 年 1 月に特別緑地保全地区に指定し、平成 20 年 3 月及び平成 23 年 3 月に変更しています。

これら 2 地区について、周辺住宅地からの優れた風致景観を保全するとともに、地域住民の健全な生活環境を確保するため、既存の区域と近接する緑地を一体として変更します。